

## 領事業務事務補助員（委嘱員）の募集

在フィリピン日本国大使館では、領事業務事務補助員（委嘱員）を1名募集します。応募資格等は以下のとおりです。

### 1. 応募資格

- (1) 年齢：65歳以下
- (2) 資格：フィリピンで就労可能な滞在資格を有する日本人
- (3) 技能：日本語のほか、英語またはタガログ語（日常会話程度）のコミュニケーション能力を有すれば好ましい

### 2. 主な委嘱業務内容

- (1) 在留届に係わる事務全般の補助
- (2) 在外選挙に係わる事務全般の補助

\* 担当職員の指示に基づき、データの正確な入力、電話及びメール等を使用してシステム上の登録データを個別に調査・精査のうえ、結果をシステム上に反映させます。限られた時間内に大量のデータを処理、精査する必要があり、緻密で正確な作業が求められます。

### 3. 委嘱期間

2026年5月以降の契約締結日から2027年3月31日までの間の約50日間程度（勤務日は別途指定。土日などの当館休館日は非勤務日。）

### 4. 勤務時間

一日7.75時間（8：30－12：30、13：30－17：15）

### 5. 委嘱料（税込み。交通費等の諸手当の支給はありません。）

時間単価14米ドル相当のフィリピンペソ貨

### 6. 応募方法

(1) 日本語履歴書及びフィリピンで就労可能なことの立証資料を、2026年5月10日までに、[ryoji@ma.mofa.go.jp](mailto:ryoji@ma.mofa.go.jp) へメールにて提出して下さい。送付時のメール件名は、「領事業務事務補助員の応募」と記載願います。

(2) 書類選考後、必要に応じ、面接や試験を実施します。

採用を決定した方には、5月12日頃までに電話等にて連絡します（それ以外の方への連絡は行いません）。なお、応募書類の返却は行いません。

(3) お問い合わせは、メール（上記(1)のアドレス）でお願いします。

(了)